

「追加字種・字体」についての基本的な考え方(案)

I 本表の掲出字体について

- 本表の「漢字」欄は、「印刷標準字体」を掲げる。ただし、簡易慣用字体を持つ3字については、その字体(具体的には「曾」「麵」「瘦」)を掲げる。また、人名用漢字については、「瘦」を除き、その字体を掲げる。

<理由>

- 1 当該の字種における「最も頻度高く使用されている字体」を採用する。
→「表外漢字字体表」の「印刷標準字体」及び「人名用漢字字体」がそれに該当する。(「表外漢字字体表」の「簡易慣用字体」を採用するものは、生活漢字としての側面を併せ考慮した。)
→教科書や国語辞典をはじめ、一般の書籍で用いられている。
→情報機器でもかなり普及しつつある。
- 2 国語施策としての一貫性を大切にする。
→今回、追加する字種についての「標準字体」が、既に「印刷標準字体」「人名用漢字字体(=平成9年までに示された字体)」として示されており、今回、表内に入るからといって、その実態が変わるわけではない。
→社会的な慣用を重んじ、一般の文字生活の現実を混乱させないという考え方が国語施策の基本的な態度である。
- 3 「新常用漢字表(仮称)」の「目安」としての性格を考慮する。
→目安としての漢字表である限り、表外漢字との併用が前提となる。この点から表内の字体の整合を図る意味が、制限表であった当用漢字表に比べて相対的に低下している。
→今後、常用漢字が更に増えても表外漢字との併用が前提となり、その表外漢字の字体は印刷標準字体であるので、表内に入れば、通用字体に変更するということが繰り返されると、字体の安定性という面で極めて大きな問題となる。
- 4 印刷文字としての字体を示すことが基本である。
→常用漢字表では、「主として印刷文字の面から現代の通用字体(答申前文)」を検討し、筆写における「手書き文字」は別のこととしている。
- 5 文字コードにおける採用字体との関係を考慮する。
→「表外漢字字体表」の「答申前文」

今後、情報機器の一層の普及が予想される中で、その情報機器に搭載される表外漢字の字体については、表外漢字字体表の趣旨が活かされることが望ましい。このことは、国内の文字コードや国際的な文字コードの問題と直接かかわっており、将来的に文字コードの見直しがある場合、表外漢字字体表の趣旨が活かせる形での改訂が望まれる。改訂に当たっては、関係各機関の十分な連携と各方面への適切な配慮の下に検討される必要がある。

→今回、字形変更すれば、国際規格との互換性が取れなくなる。

II 手書き字形に対する手当について

- 1 3部首許容(「しんにゅう」「しめすへん」「しょくへん」)を認める。
- 2 「印刷文字字形(明朝体字形)」と「筆写の楷書字形」との関係を示す。

<3部首許容>

- 「表外漢字字体表」の「II 字体表」〔字体表の見方〕5の記述を基本とする。

<筆写の楷書字形との関係>

- 現行の常用漢字表にある「(付)字体についての解説」、表外漢字字体表にある「I 表外漢字における字体の違いとデザインの違い」及び「印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係」の記述を基本とする。

〔表の見方〕

- この表は、「本表」と「付表」とから成る。
- 「本表」には、字種2131字を掲げ、字体、音訓、語例等を併せ示した。
- 漢字欄には、字種と字体を示した。字種は字音によって五十音順に並べた。同音の場合はおおむね字画の少ないものを先にした。字音を取り上げていないものは字訓によった。
- 字体は、文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体活字のうちの一つを例に用いて現代の通用字体を示した。
- 漢字欄の*は、3部首（しんにゆう／しめすへん／しよくへん）にかかわる字のうち、「し／食」の字形で通用字体を示したものである。当該の字について、現に印刷文字として「し／食」の字形を用いている場合は、「し／食」の字形に改める必要はない。これを「3部首許容」と呼ぶ。
なお、当該字の備考欄には、具体的に「し／食」の字形を掲げて「3部首許容」と注記した。また、3部首に準じるものとして、「謎」にも「3部首許容」を適用する。
- 括弧に入れて添えたものは、いわゆる康熙字典体の活字である。これは明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものであるが、著しい差異のないものは省いた。
- 音訓欄には、音訓を示した。字音は片仮名で、字訓は平仮名で示した。1字下げで示した音訓は、特別なものか、又は、用法のごく狭いものである。
- 派生の関係にあって同じ漢字を使用する習慣のある次のような類は、適宜、音訓欄又は例欄に主なものを示した。

けむる	煙る	わかる	分ける
けむり	煙	わかれる	分かれる
けむい	煙い、煙たい、煙たがる	わかる	分かる
		わかっ	分かっ

なお、次のような類は、名詞としてだけ用いるものである。

しるし	印	こおり	氷
-----	---	-----	---

- 例欄には、語例を示した。これは、音訓使用の目安として、その使用例の一部を示したものである。
- 例欄の語のうち、副詞的用法、接続詞的用法として使うものであって紛らわしいものには、特に〔副〕、〔接〕という記号を付けた。
- 他の字又は語と結び付く場合に音韻上の変化を起こす次のような類は、音訓欄又は備考欄に示しておいたが、すべての例を尽くしているわけではない。←垣間見る、生粋など？

納得 (ナットク)	格子 (コウシ)
手綱 (タヅナ)	金物 (カナモノ)
音頭 (オンド)	夫婦 (フウフ)
順応 (ジュンノウ)	因縁 (インネン)
春雨 (ハルサメ)	
- 備考欄には、個々の音訓の使用に当たって留意すべき事項などを記した。
 - 異字同訓のあるものを適宜←→で示した。
 - 付表にある語でその漢字を含んでいるものを注記した。
- 「付表」には、いわゆる当て字や熟字訓など、主として1字1字の音訓として挙げにくいものを語の形で掲げた。便宜上、その読み方を平仮名で示し、五十音順に並べた。

<付>情報機器に搭載されている印刷文字の関係で、本表の掲出字体とは異なる字体（掲出字体「類・賭・剝」に対する「類・賭・剥」など）しか使用できない場合については、当該の字体の使用を妨げるものではない。

(4) 交わるか、交わらないかに関する例

聽聽 非非 祭祭 祭祭

存存 孝孝 射射 射射

(5) その他

芽芽 芽芽 夢夢 夢夢

3 点画の性質について

(1) 点か、棒(画)かに関する例

冫冫 冫冫 班班 均均 麗麗 麗麗

(2) 傾斜、方向に関する例

考考 考考 値値 値値 望望 望望 析析 析析

(3) 曲げ方、折り方に関する例

勢勢 勢勢 競競 競競 頑頑 頑頑 頑頑 災災 災災

(4) 「筆押さえ」等の有無に関する例

芝芝 芝芝 更更 更更 伎伎 伎伎

八八 八八 公公 公公 雲雲 雲雲

(5) とめるか、はらうかに関する例

環環 環環 泰泰 泰泰 談談 談談

医医 医医 継継 継継 園園 園園

(6) とめるか、ぬくかに関する例

耳耳 耳耳 邦邦 邦邦 街街 街街 餌餌 餌餌

(7) はねるか、とめるかに関する例

四四 四四 配配 換換 換換 灣灣 灣灣

2 明朝体活字と筆字の楷書との関係について

常用漢字表では、個々の漢字の字体(文字の骨組み)を、明朝体活字のうちの一様を例に用いて示した。このことは、これによって筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではな。字体としては同じであっても、明朝体活字(写真植字を含む。)の形と筆写の楷書の形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷上と手書き上のそれそれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきものである。以下、分類して例を示す。

1 明朝体活字に特徴的な表現の仕方があるもの

(1) 折り方に関する例

衣—衣 去—去 玄—玄

(2) 点画の組み合わせ方に関する例

人—人 家—家 北—北

(3) 「筆押さえ」等に関する例

芝—芝 史—史

入—入 八—八

(4) 曲直に関する例

子—子 手—手 了—了

(5) その他

心—心



2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

雨—雨 雨 戸—戸 戸 戸

無—無 無

(2) 方向に関する例

風一風風

比一比比

仰一仰仰

糸一糸糸 糸一糸糸 糸一糸糸

主一主主

言一言言

年一年年

(3) つけるか、はなすかに関する例

又一又又

文一文文

月一月月

糸一条条

保一保保

(4) はらうか、とめるかに関する例

奥一奥奥

公公公

角一角角

骨一骨骨

(5) はねるか、とめるかに関する例

切一切切

改一改改

酒一酒酒

陸一陸陸

穴一穴穴

木一木木

来一来来

糸一糸糸

牛一牛牛

環一環環

(6) その他

令一令令 外一外外 外

女一女女



3 筆写の楷書では、筆写字形の習慣に従って書くことがあるもの

※ 以下の例で、括弧内は明朝体字形に倣って書いたものであるが、筆写の楷書ではどちらの字形で書いたものも、差し支えない。ただし、「謎」という判断に基づいたものは、楷書字形として一般的なでないという判断に基づいたものである。

(1) 方向に関する例

溺一溺溺 (溺) 煎一煎煎 (煎)

嘲一嘲嘲 (嘲) 淫一淫淫 (淫)

茨一茨茨 (茨) 哨一哨哨 (哨)

(2) 点画の簡略化に関する例

葛一葛葛 (葛) 賭一賭賭 (賭)

嗅一嗅嗅 (嗅) 填一填填 (填)

頰一頰頰 (頰) 僅一僅僅 (僅)

憚一憚憚 (憚) 餌一餌餌 (餌)

(3) その他

詮一詮詮 (詮) 喻一喻喻 (喻)

韓一韓韓 (韓) 惧一惧惧 (惧)

稽一稽稽 (稽) 抄一抄抄 (抄)

謎一謎謎 () 蔑一蔑蔑 (蔑)

また、明朝体と異なる印刷文字や筆写の實際を拘束しようとするものでもない。(「付」字体についての解説参照)

なお、明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために、いわゆる康熙字典の活字を適宜括弧に入れて掲げた。

常用漢字表に掲げていない漢字の字体に対して、新たに、表内の漢字の字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題については、当面、特定の方向を示さず、各分野における慎重な検討にまづこととした。

常用漢字表では、漢字を排列するのに、字音による五十音順の方式を採っていることでもあり、この際、漢字の部首について、特に新しく基準を立てることはしなかった。

〔その他関連事項〕

以上のとおり常用漢字表を作成することに伴い、これに関連する学校教育用の漢字や人名用の漢字の扱いなどの問題について、次のように考えた。

1. 学校教育用の漢字

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないとするものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経験を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

2. 人名用の漢字

固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

3. 各種の基準等

当用漢字表等の実施に伴い、従来から国語の表記や表現について各分野で行われてきている基準等については、常用漢字表の趣旨、内容を踏まえ、かつ、これまでの実施の経験に照らし、各分野で必要な改善を行うなど適切に運用されることが望ましい。

(付) 字体についての解説

1 明朝体活字のデザインについて

常用漢字表では、個々の漢字の字体(文字の骨組み)を、明朝体活字のうちの一様を例に用いて示した。現在、一般に使用されている明朝体活字(厚真植字を含む)には、同じ字でありながら、微妙なところでの形の相違の見られるものがある。しかし、各種の明朝体活字を検討してみると、それらの相違は、いずれも活字設計上の表現の差、すなわち、デザインの違いに属する事柄であって、字体の違いではないと考えられるものである。つまり、それらの相違は、字体の上からは全く問題にする必要のないものである。以下、分類して例を示す。

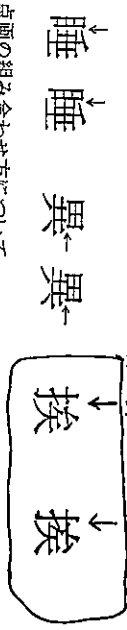
デザインの違いであって字体の違いではないと考えられる例

1 へんとつくり等の組み合わせ方について

(1) 大小、高低などに関する例



(2) はなれているか、接触しているかに関する例

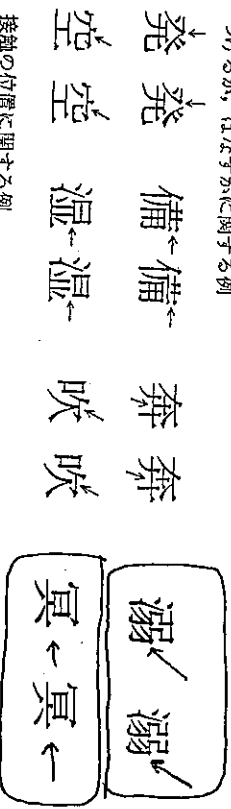


2 点画の組み合わせ方について

(1) 長短に関する例



(2) つけるか、はなすかに関する例



(3) 接触の位置に関する例

